

現行2期計画の章立て

次期3期計画の章立て(素案)

第3章 計画の基本理念と基本目標

基本理念「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」
基本理念の考え方(5つの視点)

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- 1 住民主体の地域課題の解決力強化
- 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- 3 災害時等における要援護者への支援

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域における見守り活動の充実
- 3 権利擁護支援体制の強化

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

**1 相談支援機関・地域・行政が一体となった
総合的な相談支援体制の整備**

- 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実
- 1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

2 福祉人材の育成・確保

- 2-1 地域福祉活動への参加促進
- 2-2 福祉専門職の育成・確保
- 2-3 行政職員の専門性の向上

3 権利擁護の取り組みの充実

- 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進
- 3-2 成年後見制度の利用促進

第3章 計画の基本理念と基本目標及び具体的取組

基本理念「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」
基本理念の考え方(5つの視点)

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- 1 住民主体の地域課題の解決力強化
 - 2-1 地域福祉活動への参加促進
- 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- 3 地域における見守り活動の充実・災害時等における要援護者への支援
 - 1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

- 1 相談支援体制の充実
 - 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実
- 2 福祉人材の育成・確保
 - 2-2 福祉専門職の育成・確保
 - 2-3 行政職員の専門性の向上
- 3 権利擁護支援体制の強化
 - 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進
 - 3-2 成年後見制度の利用促進

変更のねらい

- ・第4章に掲げていた「各区に共通する具体的な取り組み」について第3章(基本理念と基本目標)の中へ取り込むことにより基本目標ごとの「施策の方向性」との関連性をより強く表現する。
- ・また、基本目標ごとに、それぞれ象徴となる取り組みを設定し、重点的に評価をすることで、各取り組みが進捗していくことが基本目標、ひいては基本理念の達成につながることを明確にする。